



## 乳児のB型肝炎予防接種への補助が始まります

### － B型肝炎ワクチン任意接種補助事業 －

予防接種法施行令の改正により、本年10月から、平成28年4月以降に出生した乳児へのB型肝炎ワクチン予防接種の定期予防接種化が予定されています。これに伴い本市では、接種の機会に達した乳児が、本年10月までに任意でB型肝炎ワクチン予防接種を受ける場合に補助を行います。

#### 【B型肝炎とは】

B型肝炎とは、B型肝炎ウイルス（HBV）が血液・体液を介して感染する肝臓の病気です。肝炎が持続すると慢性肝炎から肝硬変、さらには肝がんへと進展する可能性があります。日本でのB型肝炎ウイルス保有者は、約150万人。うち10%の約15万人が肝炎を発症し、更にそのうち90～95%は自然治癒しますが、5～10%である約1万人は慢性肝炎になると言われています。

#### 【B型肝炎ワクチンとは】

B型肝炎ワクチンを接種することで、HBV感染を防ぎ、B型肝炎と将来の肝がんの発症を予防します。接種する年齢が若いほどワクチン接種の効果が有効であり、獲得した免疫は少なくとも15年間持続することが確認されています。現在の任意接種の対象者は、HBVに感染した母親から生まれる子どもと、医療従事者や消防士、警察官などの血液や体液に接する可能性の高い職種の人とされています。B型肝炎ワクチンの接種は、世界180か国以上で行われており、ワクチンの中でも安全性が高いと言われています。

#### 【予防接種法施行令の改正による本年10月からの定期接種の内容】

- 対象 ・ 生後1歳に至るまでの間にある者
  - ・ 標準的な接種期間は、生後2か月に達した時から生後8か月に達するまでの期間
- 接種回数 27日以上の間隔で2回、更に初回接種から140日以上を経過した後に1回の合計3回
- 接種に係る経費 6,552円/回
- 接種料金 無料

### 【定期接種前の予防接種に補助を行う意義】

定期接種は生後2か月から1歳に至るまでに3回受けた場合は、すべて無料で受けることができます。しかし今回の定期予防接種が、10月から開始されるため、例えば4月生まれの乳児が体調不良などで接種の機会を逃した場合、3回目が1歳を超えてしまい、無料の定期接種の対象外となってしまいます。

#### 〔4月生まれの定期接種例〕

月齢	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	10か月	11か月	1歳
回数					1回目	2回目				3回目	×
月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月

また、国は感染予防の観点から、定期接種を待たずに適切な時期の接種を推奨していますが、保護者の費用負担を保障する施策を講じていません。これにより、保護者が定期接種開始まで接種を控える可能性があります。

### 【これらの理由により生駒市はB型肝炎ワクチン任意接種補助事業を行います】

- 対象者 平成28年4月以降に生まれた者のうち、定期予防接種開始までの間に標準的な接種期間（生後2か月）に達する者（平成28年4月1日～7月31日に生まれた乳児）
- 対象となる接種 6月1日から9月30日までの間に標準的な接種期間（生後2か月）に達した場合に行った予防接種
- 補助金上限額 6,500円/回
- 補助回数 2回まで
- 申請方法 申請書（健康課窓口または市ホームページからダウンロード）を記入の上、B型肝炎予防接種の料金わかる領収書または医療機関発行の証明書、振込口座番号のわかるもの、印鑑を持参して健康課窓口で申請。（郵送での申請も可）

### 【予算額】

任意接種補助分 327万6千円（500回分）  
定期接種分 948万6千円 計 1,276万2千円

問い合わせ 生駒市 健康課 担当 近藤

☎ 0743-75-2255

